

平成28年
12月定例議会
追加提出議案

主要事項説明書

 福知山市

目 次

◆ 条例関連議案.....	2
---------------	---

◆ 条例関連議案

1 福知山市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等（一部改正）

【職員課】

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和26年福知山市条例第32号）の一部を次のように改正することとした。（改正条例第1条関係）

ア 職員が要介護者を介護する場合において、当該職員の請求により所定の勤務時間を超えて勤務させてはならない（臨時の勤務等を除く。）こととした。

（第8条の2第4項関係）

イ 介護休暇の期間を次のとおり改めることとした。（第15条第1項関係）

改正後	現行
同一事由において、3回を上限として、通算して6か月を超えない範囲の期間内	同一事由において、連続する6か月の期間内

ウ 介護時間として、新たな休暇制度を次のとおり設けることとした。

（第11条第5号及び第15条の2関係）

取得要件	休暇内容	期間
介護休暇と同じ。	1日の勤務時間の一部を休暇として勤務しないことができる（2時間を超えない範囲内）。	連続する3年の期間内

エ 文言の整理を行うこととした。（第15条第2項及び第16条関係）

(2) 福知山市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例（平成27年福知山市条例第33号）の一部を次のように改正することとした。

（改正条例第2条関係）

短時間勤務職員を採用することができる事項に（1）ウの介護時間の事項を加えることとした。

（第5条第3項第3号関係）

(3) 福知山市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年福知山市条例第47号）の一部を次のように改正することとした。

（改正条例第3条関係）

給与の減額の事項に（1）ウの介護時間の事項を加えることとした。

（第22条第2項関係）

(4) 市立福知山市民病院の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成5年福知山市条例第12号）の一部を次のように改正することとした。

(改正条例第4条関係)

給与の減額の事項に(1)ウの介護時間の事項を加えることとした。

(第22条第2項関係)

3 施行期日

平成29年1月1日

2 福知山市職員の育児休業等に関する条例（一部改正）

【職員課】

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 育児休業法第2条第1項の条例で定める者について定めることとした。

(第2条の2関係)

(2) 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情がある場合について改めるとし、併せて文言の整理を行うこととした。

(第3条関係)

(3) 部分休業の承認基準に、介護時間の承認に係る時間を加えることとした。

(第9条第2項関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第2条の3関係)

3 施行期日

平成29年1月1日